規 則

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七—一〇一七

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

に改正する。 宿日直手当に関する規則(埼玉県人事委員会規則七 一 〇六) \mathcal{O} 一部を次のよう

農

婦

保

健医療部 別表中 . 談 セ ンタ 農林部 保 健医療部 び す る感染症に係る緊急業務 これに相当する危険性を有 重症急性呼吸器症候群そ る連絡 調整 時保護業務に関する連絡及 及 び これに相当する危険性を有す する連絡及び る感染症 重症急性呼吸器症候群そ に係る緊急業務に関 に \mathcal{O} 関 す 他 調整 に改める。 の他 を

林部

附 則 人相

この規則は、 平成三十一年四月一 日から施行する。